

合意された議事録

本日香港で署名された刑事に関する共助に関する日本国と中華人民共和国香港特別行政区との間の協定（以下「協定」という。）に関し、下名は、次の了解をここに記録する。

1 協定第一条2(4)及び第十二条に関し、「当局」とは、次のものをいうことが確認される。

- (a) 日本国については、その立法機関、行政機関若しくは司法機関又は地方公共団体
- (b) 中華人民共和国香港特別行政区については、その立法機関、行政機関又は司法機関

2 日本国政府の代表者は、協定第三条4の規定は、同条1の規定が日本国の国際捜査共助等に関する法律（千九百八十年法律第六十九号）第二条第二号に規定する「条約に別段の定めがある場合」に該当すると
の解釈を妨げるものではない旨述べた。

中華人民共和国香港特別行政区政府の代表者は、この日本国政府の代表者の発言に留意した。

二千八年五月二十三日に香港で

日本国のために

佐藤重和

中華人民共和国香港特別行政区のために

李少光